令和4年度 福崎町健全化判断比率及び 資金不足比率審査意見書

福崎町監査委員

福崎町長 尾崎吉晴 様

福崎町監査委員 鳥 岡 照 義

福崎町監査委員 石 川 治

令和4年度福崎町各会計決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和4年度 健全化判断比率審查意見

第1 審査の対象

健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和5年8月10日

第3 審査の着眼点

審査の対象になった健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、一般会計、特別会計及び各公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、地方財政状況調査表、その他の関係書類を照合し、書類等が法令に適合し、かつ正確であるかについて審査しました。

第4 審査の実施内容

提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類を主な資料とし、担当職員から状況等を聴取して審査を行いました。

第5 審査の結果

福崎町監査基準に基づき審査した限りにおいて、審査の対象になった健全化判断比率は法令の規定に従って適正かつ正確に算定されているものと認めました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に従い正確に作成されているものと認めました。

1 実質赤字比率

実質赤字が発生しなかったため算出されませんでした。

2 連結実質赤字比率

実質赤字及び資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

3 実質公債費比率

11.2%で、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

4 将来負担比率

62.9%で、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

第6 審査の意見

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は実質赤字が発生していないため算出されていません。実質公債費比率は令和3年度から1.4ポイント上がって11.2%となりました。将来負担比率は62.9%となり、令和3年度と比べて2.6ポイント増加しています。いずれの指標も早期健全化基準を下回っており、令和4年度における本町の各指標は良好であり、財政状況は健全であるといえます。

しかしながら、本町が有する各施設は老朽化が進んでおり、中長期的にはそれらの施設をどのように更新していくのかという課題を抱えています。中播消防署に関しては、施設の老朽化に伴い、建替えに係る費用負担が増加する見込みです。また、ごみ処理に関しては、くれさかクリーンセンターにおける可燃ごみの焼却が令和3年度末で終了したため、令和4年度から可燃ごみを、くれさかクリーンセンターで中継・移送し、焼却処理を姫路市市川美化センターに委託したことから経費が増加しています。さらに、神崎郡3町において新たなごみ処理施設の建設に向けた取り組みが進められており、今後も多額の投資が必要となります。そのような中、公債費に関しては、福崎駅周辺整備事業に係る元利償還金の返済が始まっており、公債費の高止まりが予想されます。

このような状況を踏まえて、財政の推移を想定しつつ、各事業の実施にあたっては堅実かつ 適切に進められるとともに、今後とも、長期にわたり持続可能な財政運営に努めてください。

第7 健全化判断比率の状況

各比率の推移は、次のとおりです。

(単位:%)

							(平位: 70)
健全化判断比率	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
	30十段	<u>ルサ皮</u>		り十段	<u> 4 </u>	- 至午 -	- 至午
実質赤字比率	_	_	_	_	_	14.63	20.00
連結実質赤字比率	_	_		-	-	19.63	30.00
実質公債費比率	11.0	10.3	9.8	9.8	11.2	25.0	35.0
将来負担比率	127.9	117.9	90.9	60.3	62.9	350.0	_

各比率の算定の対象となる会計等の範囲は、次のとおりです。

各比率の算定の対象となる会計等の範囲

			设会計等	一般会計	実		連					
	(普通会計)			介護サービス会計	赤字比	_	結実	Γ΄				
				国民健康保険事業特別会計	ー 比 率 の		質赤					
福崎	公			介護保険事業特別会計	算 定 の		字比率					
町	営事			後期高齢者医療事業特別会計	対象		年の算		実			
	業会	公営		水道事業会計	_		定の		美質公		将来	資金
	計	企業	地方公営企業法 適用企業	工業用水道事業会計			対 象	Ļ	債費		負 担 比	不各足会
		会 計		下水道事業会計		_	\ <u>/</u>		比率		率の	比計率ごのと
				姫路福崎斎苑施設事務組合					算		算定	算に 定 の
				中播衛生施設事務組合					定の対		の 対	05
				くれさか環境事務組合					象		象	
	国崎町7 加入する		一部事務組合	市川町外三ケ市町共有財産事務組合								
"	組合	v		中播北部行政事務組合								
				兵庫県町議会議員公務災害補償組合								
				兵庫県市町村職員退職手当組合				•	\dashv	\ \ \]	-
			広域連合	兵庫県後期高齢者医療広域連合					$\overline{}$		\searrow	′

平成30年度以降の実質赤字比率の推移は、次のとおりです。

実質赤字比率

(単位:千円、%)

区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3年度	令和 4 年度
実質赤字額 [= a 1+ a 2+ a 3] A	△ 159,803	△ 150, 578	△ 246, 199	△ 252,062	△ 166, 905
繰上充用額 a1	△ 210,891	△ 211,393	△ 272, 326	△ 299, 920	△ 179,884
支払繰延額 a2					
事業繰越額 a3	51, 088	60, 815	26, 127	47, 858	12, 979
標準財政規模 B	5, 267, 921	5, 275, 133	5, 451, 381	5, 786, 538	5, 629, 816
A/B×100	△ 3.03	△ 2.85	△ 4.51	△ 4.35	△ 2.96
実質 赤字 比率	_	_	_	_	_
早期健全化基準	14. 83	14. 83	14. 72	14. 55	14. 63
財政再生基準	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00

平成30年度以降の連結実質赤字比率の推移は、次のとおりです。

連結実質赤字比率

(単位:千円.%)

					<u> (単位:十円、%)</u>
区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
連結実質赤字額 A [= a 1+ a 2- a 3- a 4]	△ 1, 204, 518	△ 1, 246, 514			△ 1,393,637
実質赤字合計額 a1					
資金不足額合計額 a2					
実質黒字額合計額 a3	219, 466	202, 562	325, 425	303, 022	233, 961
資金余剰額合計額 a4	985, 052	1, 043, 952	1, 042, 563	1, 106, 576	1, 159, 676
標準財政規模 B	5, 267, 921	5, 275, 133	5, 451, 381	5, 786, 538	5, 629, 816
A / B × 100	△ 22.86	△ 23.63	△ 25.09	△ 24.35	△ 24.75
連結実質赤字比率	_	_	_	_	_
早期健全化基準	19. 83	19. 83	19.72	19. 55	19. 63
財政再生基準	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00

平成30年度以降の実質公債費比率の推移は、次のとおりです。

実質公債費比率

(単位:千円、%)

r						<u> (甲12:十円、%)</u>
区分		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4 年度
地方債の元利償還金 [= a 1- a 2- a 3]	Α	919, 096	935, 964	967, 786	1, 048, 573	1, 116, 182
一般会計等に係る公債費	a1	919, 096	935, 964	967, 786	1, 048, 573	1, 116, 182
繰上償還額及び借換債を 財源として償還した額	a2	0	0	0	0	0
満期一括償還地方債の 元金の償還額	а3	_	ı	_	-	_
地方債償還に充当される特定 財源	В	7, 066	12, 247	7, 577	9, 210	11, 332
公債費充当一般財源等額	A-B	912, 030	923, 717	960, 209	1, 039, 363	1, 104, 850
地方債の準元利償還金	С	433, 504	389, 083	351, 901	328, 009	391, 601
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額*算入額	D	886, 999	891, 179	878, 452	849, 530	830, 277
単年度実質公債費比率算定式 の分子 A+C-B-D		458, 535	421, 621	433, 658	517, 842	666, 174
標準財政規模	E	5, 267, 921	5, 275, 133	5, 451, 381	5, 786, 538	5, 629, 816
単年度実質公債費比率算定式 の分母	E-D	4, 380, 922	4, 383, 954	4, 572, 929	4, 937, 008	4, 799, 539
単年度実質公債費比率 (A+C-B-D)/(E-D)		10. 46663	9. 61737	9. 48316	10. 48898	13. 87996
実質公債費出(直近3箇年平均	; 率 <u>値</u>)	11.0	10. 3	9.8	9.8	11. 2
早期健全化基	, 準	25. 0	25. 0	25. 0	25. 0	25. 0
財 政 再 生 基	準	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0

平成30年度以降の将来負担比率の推移は、次のとおりです。

将来負担比率

		%)

					(単位:十円、%)
区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3年度	令和 4 年度
将来負担額 [= a 1+a 2+a 3+a 4+a 5+a 6+a 7+a 8] A	19, 287, 053	18, 634, 630	17, 527, 770	16, 731, 767	16, 145, 755
当年度末一般会計等地方債 現在高 a1	11, 576, 562	11, 736, 220	11, 512, 506	11, 349, 457	10, 776, 985
債務負担行為に基づく 支出予定額 a2	0	0	0	0	0
公営企業債等繰入見込額 a3	6, 655, 148	5, 871, 332	5, 039, 015	4, 456, 487	4, 453, 619
組合等の地方債の元金償還に 充てる本町の負担等見込額 a4	49, 824	30, 372	10,786	0	0
退職手当負担見込額 a5	1, 005, 519	996, 706	965, 463	925, 823	915, 151
設立法人の負債額等に係る 一般会計等の負担見込額 a6	_	_	_	_	_
連結実質赤字額 a7	_	_	_	_	_
組合等の連結実質赤字額のうち 一般会計等の負担見込額 a8	_	_	_	_	_
充当可能基金額 B	2, 081, 393	2, 093, 149	2, 116, 305	2,643,801	2, 536, 507
充当可能特定収入 C	60, 565	104, 033	105, 839	102,696	86, 316
地方債現在高に係る 基準財政需要額算入見込額 D	11, 541, 872	11, 266, 613	11, 147, 899	11, 004, 673	10, 501, 937
実質的な将来負担額 A-B-C-D	5, 603, 223	5, 170, 835	4, 157, 727	2, 980, 597	3, 020, 995
町民一人当たりの実質的な将来負担額 (単位:円)	299, 590	278, 271	224, 730	161,620	165, 055
標準財政規模 E	5, 267, 921	5, 275, 133	5, 451, 381	5, 786, 538	5, 629, 816
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 F	886, 999	891, 179	878, 452	849, 530	830, 277
将来負担比率算定式の分母 E-F	4, 380, 922	4, 383, 954	4, 572, 929	4, 937, 008	4, 799, 539
将 来 負 担 比 率 (A-B-C-D)/(E-F)	127. 9%	117. 9%	90. 9%	60. 3%	62.9%
早期健全化基準	350.0%	350.0%	350.0%	350.0%	350.0%
					•

令和4年度 資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和5年8月10日

第3 審査の着眼点

審査の対象になった資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、 各公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、その他の関係書類を照合し、書類等が法 令に適合し、かつ正確であるかについて審査しました。

第4 審査の実施内容

提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類を主な資料とし、担当職員から状況等を聴取して審査を行いました。

第5 審査の結果

福崎町監査基準に基づき審査した限りにおいて、審査の対象になった資金不足比率は法令の 規定に従って適正かつ正確に算定されているものと認めました。また、算定の基礎となる事項 を記載した書類は法令に従い正確に作成されているものと認めました。

第6 審査の意見

各公営企業会計のいずれにおいても資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されませんでした。

今後とも、長期にわたり持続可能な財政運営に努めてください。

第7 資金不足比率の状況

資金不足比率の状況は、次のとおりです。

		会 計	名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	経営健全化 基準
水	道	事	業	会	計	_	_	-	-	_	
エ	業用	水道	事	業	会 計	_	_	_	_	_	
下	水道	公共下	水道	事業	美会計	_					20.0
事	ᄣᄼᆂ	農業集					_	_	_	_	
エ	業 団	地造	成事	業	会 計		_	_	_		

- (注1) 資金不足が発生していない場合、資金不足比率は算出されません。
- (注2) 平成30年度まで、地方財政状況調査にあわせて下水道事業会計を公共下水道事業会計と農業集落排水事業会計に分けていましたが、令和元年度から下水道事業会計として算定されています。
- (注3) 令和元年度から新たに工業団地造成事業会計が追加され、令和3年度に事業完了の ため閉鎖しました。

第8 各公営企業会計の資金不足比率の推移

各公営企業会計の資金不足比率の推移は、次のとおりです。

地方公営企業法適用会計

1 水道事業会計

区分		平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
資金不足額 [= a 1-a 2-a 3+a 4 -(a 5-a 6+a 7)-a 8]	A			△ 838,857		△ 940,735
流動負債	a 1	474,015	96,983	108,690	78,578	71,252
控除企業債等	a 2	18,856	31,857	44,520	39,864	33,110
控除引当金等	a 3					
算入地方債	a 4	0	0	0	0	0
流動資産	a 5	1,229,645	891,561	903,027	939,407	978,877
控除財源	a 6	0	0	0	0	0
貸倒引当金	a 7					
解消可能資金不足額	a 8	0	0	0	0	0
事業の規模	В	314,352	315,411	267,509	296,673	296,149
$A/B \times 100$		△ 246.4	△ 262.0	△ 313.6	△ 303.6	△ 317.7
資 金 不 足 比	率	_	_	_	_	_
経営 健全 化基	準	20	20	20	20	20

2 工業用水道事業会計

区分		平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
資金不足額					0 1 /2	1 1/2
[= a 1- a 2- a 3+ a 4	Α	△ 100,551	△ 112,723	△ 121,509	△ 131,190	△ 135,474
-(a5-a6+a7)-a8]						
流動負債	a 1	5,805	6,574	9,360	10,619	10,463
控除企業債等	a 2	2,420	4,214	7,529	8,373	8,426
控除引当金等	a 3					
算入地方債	a 4	0	0	0	0	0
流動資産	a 5	103,936	115,083	123,340	133,436	137,511
控除財源	a 6	0	0	0	0	0
貸倒引当金	a 7					
解消可能資金不足額	a 8	0	0	0	0	0
事業の規模	В	33,882	33,048	31,262	32,987	34,316
$A/B \times 100$		△ 296.8	△ 341.1	△ 388.7	△ 397.7	△ 394.8
資 金 不 足 比	率		_	_	_	_
経営 健全 化基	準	20	20	20	20	20

3 下水道事業会計

I						
区分		平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
資金不足額		, , , ,	, , , , , ,	, , , ,	,	, , , , ,
[= a 1- a 2- a 3+ a 4	Α	_	△ 104,794	△ 82,197	△ 74,693	△ 83,467
-(a5-a6+a7)-a8]						
流動負債	a 1		723,720	713,066	716,017	894,955
控除企業債等	a 2		581,562	593,604	593,826	591,280
控除引当金等	a 3					
算入地方債	a 4		0	0	0	0
流動資産	a 5		246,952	201,659	196,884	387,142
控除財源	a 6		0	0	0	0
貸倒引当金	a 7					
解消可能資金不足額	a 8		0	0	0	0
事業の規模	В		393,616	391,510	387,485	393,152
$A/B \times 100$			△ 26.6	△ 21.0	△ 19.3	△ 21.2
資 金 不 足 比	率		_	<u> </u>	_	_
経営 健全 化基	準		20	20	20	20

平成30年度までは地方財政状況調査にあわせて公共下水道事業会計と農業集落排水 事業会計に分けて算定されていました。

参考として、平成30年度の資金不足比率は、次のとおりです。

(1)公共下水道事業会計

区分	平成	令和	令和	令和	令和
E-/J	30年度	元年度	2 年度	3年度	4 年度
資金不足額					
[= a 1- a 2- a 3+ a 4]	Δ 98,469	_	-	_	_
-(a5-a6+a7)-a8]					
流動負債 a	1 502,450				
控除企業債等 a	2 399,540				
控除引当金等 a	3				
算入地方債 a	4 0				
流動資産 a	5 201,379				
控除財源 a	6 0				
貸倒引当金 a	7				
解消可能資金不足額 a	8 0				
事業の規模 B	299,985				
$A/B \times 100$	△ 32.8				
資 金 不 足 比	率 —				
経営 健全 化基	準 20				

(2) 農業集落排水事業会計

区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4年度
資金不足額 [= a 1- a 2- a 3+ a 4 A	△ 11,546		_	_	_
-(a5-a6+a7)-a8]					
流動負債 a 控除企業債等 a	2 154,015				
控除引当金等 a 算入地方債 a					
流動資産 a 控除財源 a					
貸倒引当金 a	7				
解消可能資金不足額a事業の規模B	51,030				
A/B×100 資 金 不 足 比	<u>△ 22.6</u> 率 —				
資 金 不 足 比 経 営 健 全 化 基	準 20				